

子

10月から

## 保育料の第2子無償化開始など 子育て世帯の負担軽減策5つを拡充しました

詳細は区☎(コード①)をご覧ください。  
① ② ③ ④ ⑤



### ①第2子以降の保育料を無償化します

☑①認可保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育所、事業所内保育所ほか)②家庭福祉員(保育ママ。区独自制度)

※延長保育料などは対象外

☎①は保育課保育施設運営係(☎5722-8722、FAX5722-9659)、  
②は保育計画課保育施設整備係(☎5722-9429、FAX5722-8715)

### ②第2子の認可外保育施設の保育料を最大で13,000円増額して助成します

☑企業主導型保育事業、認証保育所、基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設(※1・2)、家庭的保育事業(都)、居宅訪問型保育事業など(都内に限る)の0~2歳児クラス(課税世帯)

☎保育課保育施設利用係(☎5722-9868、FAX5722-9659)

### ③第2子以降(課税世帯)の定期利用保育料(※3)を最大月額42,000円助成します

☎保育計画課保育計画係(☎5722-9866、FAX5722-8715)

### ④私立幼稚園での第2子以降の満3歳児預かり保育(※1)利用料を最大月額16,300円助成します

### ⑤私立幼稚園・認定こども園(短時間)保育料補助金の多子計算の年齢制限を撤廃します

☎子育て支援課子育て支援係(☎5722-9892、FAX5722-9328)

- ※1 区から保育の必要性の認定を受けている子どもが対象
- ※2 認可保育所や認定こども園などを利用していない子どもが対象
- ※3 鷹番保育園の空きスペースで、一定程度継続的(2カ月以上)に保育する事業

子

## ひとり親家庭等医療費助成制度

☎子育て支援課手当・医療係  
(☎5722-9645、FAX5722-9328)

ひとり親家庭などのかたが病気やけがをした際に、医療費(保険診療)の自己負担分(一部または全部)を助成します。申請方法など詳細は、お問い合わせください。

☑区内在住で健康保険に加入している、次の①~⑤のいずれかに該当する子ども(18歳到達後最初の3月31日まで。中度以上の障害がある場合は19歳まで)と養育者

- ①父母が離婚・死亡・生死不明・未婚などにより、ひとり親の状態にある
- ②父(母)に1年以上遺棄されている
- ③父(母)が裁判所からDV保護命令を受けている
- ④父(母)が法令により1年以上拘禁されている
- ⑤父(母)に重度の障害がある

※父(母)が事実上の婚姻関係にある(⑤を除く)場合は、受給不可  
※前々年の所得が制限額(下表)を超えているかたは、受給不可  
※生活保護受給者や児童福祉施設などの入所者は受給できない場合があります

所得制限額(前々年の所得)

扶養人数	請求者本人	孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円

\*以下、扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

### 現況届を提出してください

ひとり親家庭等医療証は、毎年1月1日に更新されます。現在、ひとり親家庭等医療証をお持ちのかたへ、10月下旬に現況届の書類をお送りしますので、11月30日までに提出してください。提出がない場合は、来年以降の交付ができません。

## 男女平等フォーラム2023

☎人権政策課男女平等センター係  
(☎5721-8570、FAX5721-8574)

「これってハラスメントなの？」をテーマに、DVD上映会と講演会を開催します。

時 11月11日(土)10:00~16:00

場 中目黒住区センター(中目黒2-10-13 中目黒スクエア内)

### ①DVD上映会

LGBT当事者ではなく周囲の目線で描かれた「カラコエの花」(右画像)と、LGBT当事者3人の本音トークとドキュメントを描いた「トランスジェンダー」(右画像)の短編2作品を上映します。



©2018中川組

©フルーク映像(株)

時 10:00~12:00

定 30人(抽選)

### ②講演会

#### 「子どもも大人もスポハラから守る！」

スポハラ(スポーツ・ハラスメント)とは何か、子どもも大人もスポハラから守るためにはどうすればよいかについて学びます。

時 14:00~16:00

師 弁護士 三輪記子氏(右写真)

定 60人(抽選)



☎区☎(コード②)、電話、FAX(男女平等フォーラム2023と明記の上、希望内容①または②〈複数可〉、住所、氏名〈ふりがな〉、電話、保育〈1歳以上の未就学児=抽選若干名〉希望者は子どもの氏名・年齢、手話通訳希望者はその旨を記入)で、10月31日までに、男女平等・共同参画センター(☎5721-8570、FAX5721-8574)へ

